

NO.	事業名	区民が利用している事業名等	事業内容
1	利用者支援事業	すこやか福祉センター 区役所3階子ども総合窓口	○すこやか福祉センター(基本型) 保育施設や子育て子育て支援事業を円滑に利用できるよう寄り添い型の支援を実施する ○子ども総合窓口(特定型) 主に保育に関する施設や事業の利用について情報提供等を行う ○すこやか福祉センター(母子保健型) 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対し、保健師等が相談支援を実施する
2	地域子育て支援拠点事業	子育てひろば	乳幼児親子が気軽に利用できる交流の場を提供し、乳幼児親子同士の交流を深める取組や、子育てについての相談、情報提供等を行う ○一般型 委託9箇所、直営2箇所 ○連携型 児童館14箇所
3	妊婦健康診査	妊婦健康診査	妊娠届の提出の際に、母子手帳とともに妊婦健康診査14回分、妊婦超音波検査1回分、子宮頸がん検診1回分の受診票を交付し、歯科健診(1回分)の案内を行う
4	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月以内の乳児家庭に保健師等が訪問し、発育、健康状態の確認をしながら、母親の健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行う
5	養育支援訪問事業	○保健師による専門的相談支援 ○産後家事・育児支援事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援が必要と認められる家庭を対象に、保健師等が専門的相談支援を実施するほか、ヘルパー等が育児・家事支援を行う
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の適切な保護を図るため、関係機関が情報共有し、支援内容の協議、進行管理を行う(保育所、学校、社協、児童委員、次世代育成委員等がメンバーとなっている)
6	子育て短期支援事業	○ショートステイ ○トワイライトステイ	○ショートステイ 保護者の入院など、やむを得ない事情で一時的に子どもの養育ができないとき、宿泊により一定期間養育・保護を行う ○トワイライトステイ 保護者が仕事、病気等の理由により、夜間の時間帯において一時的に子どもの養育ができないとき、子の保護や食事の提供等を行う
7	一時預かり事業	○一時保育 ○幼稚園における一時預かり	○一時保育 乳幼児を家庭で養育している保護者が、用事やリフレッシュ等で一時的に家庭で保育することが困難となり、かつ、同居の親族の中に保育できる方がいない場合に保護者に代わって保育園で保育を行う ○幼稚園における一時預かり 通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる

NO.	事業名	区民が利用している事業名等	事業内容
8	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員となり、お互いに地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支え合い活動 ○一般援助活動 ・保育園、幼稚園、学童クラブの送迎、その後の子どもの預かり ・保護者の短期、臨時就労時の預かり ・保護者の冠婚葬祭、リフレッシュ等時の預かり ○特別援助活動 ・病気の子どもの預かり ・保育所等から呼び出しを受けるなど、緊急時の病気の子どもの迎えやその後の短時間預かり
9	延長保育事業	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育施設で保育を実施する
10	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業	病児(回復期に至っていない子)、病後児(回復期にある子)を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する
11	放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業	学童クラブ事業
12	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規に保育施設を開設する際、事業者に対し巡回支援や会計処理に対する指導を行う
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行していない私立幼稚園の給食費の一部(副食費)について補助を行う(対象者:①市区長村民税所得割合算額77,101円未満の世帯の子、②第3子以降の子)